



平成23年9月4日
内閣府（防災担当）

平成23年（2011年）台風第12号非常災害対策本部
第1回本部会議の開催について

平成23年台風第12号による災害にあたり、野田内閣総理大臣の指示により、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第24条第1項の規定に基づき、平成23年（2011年）台風第12号非常災害対策本部を設置いたしました。ついては、標記会議を以下のとおり開催いたします。

併せて、野田内閣総理大臣から平野内閣府特命担当大臣（防災）に対し、別紙のとおり指示がありました。

1. 日時： 平成23年9月4日（日）21時30分から
2. 場所： 中央合同庁舎第5号館3階 内閣府防災A会議室
3. 議題： 台風第12号に関する各省庁の対応状況等について
 - （1）防災担当大臣挨拶
 - （2）各省庁の対応状況について
 - （3）その他
4. 取材： 会議は非公開。ただし、冒頭のカメラ撮りは可。

<問い合わせ先>

【記者会見全般】

内閣府 政策統括官（防災担当）付参事官（災害予防担当）付 石丸、和田
Tel：03-3501-6996（直通）

【平成23年（2011年）台風第12号非常災害対策本部第1回本部会議について】

内閣府 政策統括官（防災担当）付参事官（災害応急対策担当）付 林、松本
Tel：03-3501-5695（直通）

総理指示

- 1 人命救助を第一に、被災者の救出救助を始めとする災害応急対策に全力を尽くすこと
- 2 被害状況の迅速・的確な把握に努めること
- 3 関係省庁は地元自治体と連携し、復旧・復興対策に政府一丸となって、緊張感をもって取り組むこと